

港区子ども・子育て会議運営に関する事項

平成25年9月4日
港区子ども・子育て会議決定

(趣旨)

第一条 港区子ども・子育て会議条例(平成二十五年港区条例第三十九号。以下「条例」という。)第十条の規定に基づき、港区子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第二条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

(代理者の出席等)

第三条 会長は、条例第4条第1号及び第4号を除く委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議の議事に参与し、意見を述べることができる。

(会議の傍聴)

第四条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付名簿に記入しなければならない。

2 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

一 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

二 騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。

三 その他会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしないこと。

3 傍聴者は、会長の許可なく、写真等を撮影し、又は録音してはならない。

4 会長は、傍聴者が前項の規定に違反していると認めた場合は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(会議録の作成保存)

第五条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(委任)

第六条 このほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。